

# 時事新報

時事新報は、國中紙面の最も廣き新聞紙

時事新報には、毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年十一月廿九日本曜日  
舊曆甲午十一月三日 (乙亥)  
出刊時間  
午前十時三十分  
午後二時三十分  
午後五時三十分  
午後八時三十分  
印刷時間  
午前六時三十分  
午後三時三十分  
西曆一千八百九十四年  
三百三十三日  
三十三日

### 時事新報定價

時事新報は、每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

- 時事新報定價(海外送付には此他後に)
- 一號 貳錢五厘(一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金四圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)
- 前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なき新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

### 時事新報送付

- 一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
- 一箇月 金六拾錢
- 三 北米合衆國、英領加拿大、布哇諸國
- 一箇月 金三拾錢
- 四 香港を經て郵送する亞細亞諸國、太平洋諸國、暹羅、露領滿洲、清國諸國
- 一箇月 金六拾五錢
- 五 露領滿洲、清國諸國
- 一箇月 金三拾五錢

一行	五錢	廿四日	以上	七日	以上
一行	十錢	廿三日	以上	十日	以上

廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後新報の事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本報廣告の取次を謝絶する事もあるべき事に付録の廣告依頼者諸君に公告す

### 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を掲ぐるも寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに進行を生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとす

## 軍事公債募集の首尾如何

今國五千萬圓の公債募集に付き其募集如何は世人の注目する所にしてこれの、説あり先度三千萬圓を募りしに之に應ずるものは七千萬圓に超過したり畢竟國民の愛國心に出でたる結果にして今國とて同様、世間の人氣は必ず宜しからん殊に五千萬圓の募集には最低價を九十五圓とまで引下げたるが故に利益の點より見ても随分見込なきに非ず又その節より銀行者等へ懸念もありかたし今度の募集も上首尾ならんと云ふ者あれば又一説は之に反して云く、募りの三千萬圓の募集は

開戦の初め人民は何等の條件なしに軍實の一部分をも義捐せんと云ふほどの熱心を催はしたる其時に際して公債募集の事を出し恰も義捐の代りに公債を買へば云はねばかりの意氣込にて人心を引立たるが故に意外の好結果を見られたるも世間の資本家は既に其義捐代りの公債を買ふたる上に尙ほ自分の誠心を表するに足らずと思ふ者は様々の法を以て或は金を献じ物を寄附する等夫れ、應分の力を盡し今日も其盡力最中にして人々の表誠は人々に由りて一様ならざるもなれば其人心を引て公債の一方に向はしめんとするは無理なる所望なり又今度の最低價は九十五圓なるが故に利益の點より見込みありとは迂濶なる考にして實際は却て應募の不利を示すに足る可きのみ物を賣る者が従前の定價百圓の内より五圓を減じて九十五圓と編出すときは買人は早く其先きを見越して此様子にては今後の募集には尙ほ五圓十圓を減するが又は五分利を六分にするもとある可しとて應募に躊躇するのみか新に募に應ずるは按置き從來持合せの整理公債を賣げんとて其一方に志すもとならん尙ほ其上にも東京なせにては大丈夫と稱する大銀行にして年利五分五厘より六分利を以て預金を廣告する者あり世間の資本家にて若しも私金の用法なきときは將來の見込み乏しき公債を買ふよりも時節を待つ爲め暫時銀行に預金して五六分の利子を取るも割合も好くして且つは安全の謀なれば公債應募の話は先づ以て耳に入らざるもとならん又その筋より銀行者其外へ懸念とは此際國家の爲め他に率先して應募に盡力せよとの意味ならんれども前に云ふ如く愛國の表誠は人々の心の中に存するもにして日本國民誰れ一人として國を思はざるはなし他人の懸念を待たずして盡す所ありと雖も愛國は愛國なり商賣は商賣なり決して混同す可き性質のものに非ず左れば今銀行者に向て五分利の公債募集に應ぜよと云ふ其銀行者は目下年利五分五厘乃至六分の利を以て公衆の私金を預る者なり五六分の利子を拂ふて他人の金を借用する者が五分利を利するが爲めに政府に向て金を貸すの道理は有る可らず況んや公債證書を所有すれば時價下落の危険あるに於てをや苟も銀行者にして物の數を知る限りは今度の募集に就ては只管遠れんことを謀るのみにして悦んで應ずる者は一人もなかる可し

以上の兩説孰れか中たる可きや今日は明言し難し前説の如く募集、上首尾なれば誠に目出度しと雖も或は之に反して不如意に終るもとあらんか左りと雖も或は之面白からざる次第なれば何れ日本銀行の心配する所と爲り或は銀行が直に何千萬圓の募に應ずるか又は公債を引受けたる者に限りて特に金融の便利を貸すか、如何やうにもして募集の全局を結了せしめざるを得ず然るに中央銀行は無難に非ず殊に今の銀行組織は經濟の主義に明にして理事に頭数なるのみならず其執る所を執て屹然動かさざるは恰も其天稟に存して頗る堅固なる人なれば一時の方便に例の兌換券増發などの窮策は

### 官報

○勅令  
朕金鷄勳章叙賜條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 御名御璽

明治二十七年十一月二十五日  
内閣總理大臣 伯爵伊藤博文

- 勅令第九十三號  
金鷄勳章叙賜條例
- 第一條 金鷄勳章ヲ武功振興ナル者ニ叙賜スルハ本條例ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 將官ノ叙賜ハ功三級トシ武功ヲ累スルニ從ヒ逐次進級セシム
- 第三條 將官ヲ以テ叙賜スルモノハ前項ノ限ニテラス
- 第四條 佐官ノ叙賜ハ功四級トシ將官ノ叙賜ハ功五級トシ武功ヲ累スルニ從ヒ逐次進級セシム佐官ハ功二級叙賜官ハ功三級ニ至ルヲ得
- 第五條 准士官下士及兵卒ノ叙賜ハ功七級トシ武功ヲ累スルニ從ヒ逐次進級セシム准士官下士ハ功五級兵卒ハ功六級ニ至ルヲ得
- 第六條 陸軍見習士官海軍少尉候補生ハ尉官ニ準テ叙賜ス
- 第七條 將校相當官及軍屬ハ將校若クハ下士ニ準テ叙賜ス
- 第八條 戰役ノ景況ニ依リ特ニ軍司令官又ハ艦隊司令長官ニ金鷄勳章五級以下ヲ其ノ部下ニ授與スルノ權ヲ假スコトアルヘシ
- 第九條 金鷄勳章叙賜規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル

### 雜

○勅令第九十五號  
馬嶋遠征軍  
んとする遠征軍はメルンエー氏は其るもに就き目下七日紐育スタート